

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和元年12月18日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900140 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1900021 号

第 1 結論

昭和 52 年 8 月 10 日から昭和 54 年 3 月 6 日までの期間について、訂正請求記録の対象者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 55 年 6 月 29 日から昭和 57 年 2 月 1 日までの期間について、訂正請求記録の対象者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 女 (妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 33 年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 27 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 52 年 8 月 10 日から昭和 54 年 3 月 6 日まで
② 昭和 55 年 6 月 29 日から昭和 57 年 2 月 1 日まで

遺族年金の請求の相談をしたところ、夫である B は、C 社を退職後すぐに A 社に勤務し、同社を退職後すぐに次の事業所に勤務したと聞いていたが、請求期間に係る A 社の厚生年金保険の記録がないため、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社が提出した訂正請求記録の対象者が「昭和 52 年 8 月 12 日現在」で作成した履歴書には、同社によって「入社 52. 8. 17」と記載され、同社が提出した訂正請求記録の対象者の個人票には「入社 52 年 8 月 17 日」「退社 55 年 6 月 30 日退職」と記載されている。

また、訂正請求記録の対象者の雇用保険被保険者記録によると、昭和 52 年 8 月 17 日から昭和 55 年 6 月 30 日まで A 社に係る記録があるため、請求期間①及び②のうち、昭和 52 年 8 月 17 日から昭和 54 年 3 月 5 日までの期間及び昭和 55 年 6 月 29 日から同年同月 30 日までの期間について、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社は、訂正請求記録の対象者の雇用形態等については不明であり、当時の資料はない旨回答していることから、訂正請求記録の対象者に係る請求期間①及び②の勤務状況について確認又は推認することができない。

また、請求期間①又は②において、A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者は、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日と雇用保険被保険者資格の取得年月日及び離職年月日は一致していないことから、請求期間当時、同社では必ずしもその勤務実態どおりに厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に照会を行ったが、請求者の主張を裏付ける回答又は陳述を得ることができない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が請求期間①及び②において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。